

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 449

2024年 10 月 OCTOBER



今月のお知らせ

長崎県最低賃金 時間額 953 円 R6. 10. 12 発効

- ✂ 法定相続人の順位と割合
- ✂ 最低賃金が変わります
- ✂ 資格情報のお知らせが届いています
- ✂ はしやすめ ・どうなる？日本の農業
- ✂ 税務まめ辞典 ・役員退職金の決め方



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

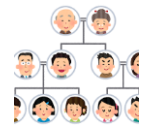
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

法定相続人の順位と割合



相続が発生した時に、誰が相続人になるのか、どのくらい受け取れるのか気になるところです。今回は法定相続人の順位や割合をご紹介します。

法定相続人の順位

相続する権利がある方を法定相続人と呼びますが、その順位は民法で次のように定められています。配偶者は必ず法定相続人となります。配偶者以外の相続人には順位が定められています。

常に相続人となる	配偶者	婚姻関係がない内縁の妻や愛人は含まれない
第1順位	直系卑属	被相続人の子供や養子。子供が亡くなっている場合は被相続人の孫が相続人となる
第2順位	直系尊属	被相続人の親。親が亡くなっている場合は祖父母が相続人となる ※直系卑属がない場合は相続人となる
第3順位	兄弟姉妹	兄弟姉妹が亡くなっている場合は被相続人の甥や姪が相続人となる ※直系卑属や直系尊属がない場合は相続人となる

- ※ 本来生きていれば法定相続人であるはずの子供が被相続人よりも先に亡くなっている場合、その子供（被相続人から見て孫）が代わりに相続人となります（代襲相続）
- ※ 相続において胎児も無事に生まれた場合は法定相続人となります。
- ※ 第2順位の場合も、親が亡くなっていれば祖父母が相続人となります。4人の祖父母の内、1人でも生きていれば兄弟姉妹が法定相続人になることはありません。
- ※ 第3順位の兄弟姉妹が先に亡くなっている場合は兄弟姉妹の子供（被相続人から見て甥や姪）までは相続人となりますが、甥や姪の子供には代襲相続権がありません。ただし、あくまでも被相続人が亡くなった時点の場合です。例えば遺産分割協議を行わないうちに甥や姪が亡くなった場合はその次の相続人に相続権が移ります（数次相続）

法定相続人の相続割合と遺留分

相続では「法定相続分」という民法で定められた取り分がありますが、法定相続人の順位が下がるほど相続の割合が減っていきます。同順位の相続人が複数いる場合はその人数で均等に分配します。

また、遺留分という相続財産の一定割合を法定相続人が取得する権利が定められています。遺留分の割合は直系尊属のみが相続人の場合は相続財産の1/3、それ以外の場合は全体で相続財産の1/2

※兄弟姉妹には遺留分はありません

相続人	法定相続割合	遺留分
配偶者のみ	配偶者 100%	1/2
配偶者と子供（直系卑属）	配偶者 1/2	1/2 × 1/2
	子供 1/2 ÷ 人数	1/2 × 1/2 ÷ 人数
子供（直系卑属）のみ	子供 100% ÷ 人数	1/2 ÷ 人数
配偶者と親（直系尊属）	配偶者 2/3	1/2 × 2/3
	親 1/3 ÷ 人数	1/2 × 1/3 ÷ 人数
親（直系尊属）のみ	親 100% ÷ 人数	1/3 ÷ 人数
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4	1/2
	兄弟姉妹 1/4 ÷ 人数	なし
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹 100% ÷ 人数	なし

上記の割合はあくまでも民法で定められた目安です。被相続人が遺言書で相続割合と異なる取り分を指定していれば、その内容に沿って相続することができます。さらに法定相続人でない人などに対して、遺言書により相続時に遺産を贈ることも可能です。（遺贈）

また、相続人全員の意見が一致すれば遺産分割協議において、法定相続分と異なる割合で相続することもできます。

最低賃金が変わります



中央最低賃金審議会は 2024 年度の最低賃金の引き上げ額の目安を 50 円としましたが、引き上げ額 84 円の香川県を筆頭に人材流出を防ぐべく 27 県で目安を上回る引き上げとなり、最高額は東京都の 1,163 円、最低額は秋田県の 951 円で全国平均は時給 1,055 円となりました。昨年まで最低賃金が 1,000 円を超えたのは 8 都道府県だったのに対し、今年は 2 倍の 16 都道府県となりました。

先日、石破首相は 2020 年代までに最低賃金の全国平均を 1,500 円に引き上げる目標を掲げましたが、上がり続ける物価と賃金で疲弊している中小企業は果たして事業を続けていけるのでしょうか。

長崎県の最低賃金は時間額 898 円から 953 円引き上げ

令和 6 年 10 月 12 日（土）より 1 時間 **953 円** となりました。（全国平均時給 1,055 円）

また、特定（産業別）最低賃金もすべて 953 円に引き上げられます。

- ・はん用機械器具、生産用機械器具製造業 **953 円**（変更前 898 円）
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 **953 円**（変更前 898 円）
- ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 **953 円**（変更前 898 円）

日給や月給の場合の比較方法

● 日給の場合 日給 ÷ 1 日の平均所定労働時間 = 1 時間当たりの賃金

● 月給の場合 月給 ÷ 1 ヶ月の平均所定労働時間 = 1 時間当たりの賃金

1 日 8 時間勤務で月平均 22 日出勤する場合、月給が 167,728 円未満なら最低賃金を下回ってしまいますのでご注意ください。

※上記の計算には各種手当も含まれますが、以下の手当は含まれません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外や休日、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

資格情報のお知らせが届いています

最近、協会けんぽから各事業所に従業員やその扶養者全員分の「資格確認のお知らせ」が届いているかと思えます。

これは令和 6 年 12 月 2 日より健康保険証の新規発行が廃止となり、『マイナ保険証』に移行されることに伴うものです。事業所に届いた各人へのお知らせは従業員等へお渡しください。

なお、健康保険証の新規発行は廃止されますが、現在発行されている健康保険証は令和 7 年 12 月 1 日までは使用できます。

「資格確認のお知らせ」はいつ何に使うのかというと、保険証廃止後の健康保険の各種給付金の申請やマイナ保険証の利用登録をしていない場合に医療機関へ提示する時に使います。ただし、お知らせのみでは受診ができず、必ずマイナンバーカードと一緒に提出することになります。

ではマイナンバーカードを持っていない場合はどうなるのかというと、令和 6 年 12 月 2 日以降の健康保険新規加入者については資格取得届の申請時に、マイナ保険証を持たない既加入者については令和 7 年 12 月 2 日以降に従来の健康保険証と同じプラスチックカード型で黄色の「資格確認書」が発行されます。従来の保険証と同じように使えますが最長 5 年間の有効期限が設けられています。

※「資格確認のお知らせ」と「資格確認書」は同じではありませんのでご注意ください！

政府はマイナ保険証になることで「医師や薬剤師間で薬剤情報の共有が出来る」「限度額適用認定書や高齢受給者証が不要」といったメリットを強調していますが、これまでどおりの保険証でも何ら支障はなく、事前の周知も徹底されておらず、さらに選択肢も与えられていないことから、必要ないと感じている方からすると「ありがた迷惑」に他なりません。

はしやすめ

どうなる？日本の農業



最近店頭でお米が消え、「令和のコメ騒動」と騒がれています。原因は猛暑の影響で米の品質が低下し供給量が減ったことや外国人観光客による米の消費増加、地震や台風にも備えた米の買い占めによるものといわれていますが、根本原因は減反による米の生産量減少といわれています。

どうして減反するのかというと米の価格を維持するため、あるいは上げていくためです。戦後の食糧難の時代は米の生産量を増やしていましたが、食卓の欧米化が進みパンを主食とする人が増えると徐々に米離れが加速していきました。そのような中、米の生産量だけが增加していくと必然的に米の値段は下がってしまいます。

そこで政府は1970年に新規の開田を禁止し、水田で米以外の作物を生産する際に補助金を交付するという減反政策を開始しました。作る量を減らしても利益が同じなら、誰も好んでたくさん作らないですし、米以外の作物を生産する方が生活は安定するわけですから米農家の方が反対しないのも無理はありません。そしてこの減反政策は廃止される2018年まで約50年間続けられ、現在も名目を変えて補助金が交付されています。

農林水産省によると日本の食料自給率は現在、カロリーベース（国民1人あたりの1日の摂取カロリーのうち、国産品が占める割合）で38%となっています。世界各国の食料自給率を見てみるとカナダ204%、オーストラリア233%、アメリカ104%となっており、日本の食料自給率の低さが際立っています。ちなみに長崎県の食料自給率は40%、佐賀県は99%、北海道では218%となっています。

農業に従事する方は現在116万人で、2000年と比べて約半分に減少しています。また、その7割が65歳以上で平均年齢は68.7歳と高く、あと10年もすれば日本の農業は崩壊し、今後20年間で30万人まで減少するといわれています。

今後、地球温暖化と世界的な人口増加により食糧不足に陥り、食料争奪戦が始まるといわれています。その時、食料自給率の低い日本はどうなるのでしょうか。

税務まめ辞典

役員退職金の決め方

法人の役員が退職する際に、役員退職金はどれくらいもらえるのか気になると思います。株主でもある中小企業の経営者であれば自分の会社からどれだけ役員退職金をもらっても誰からも文句を言われることはないのですが、一般的には『退職時の役員報酬月額×役員在任年数×功績倍率』で計算され、これを超える過大な役員退職金を支給した場合は税務調査時に否認され、損金に計上することができません。

厄介なことに上記の計算式はあくまでも一般的というだけで、税法で定められているわけではありません。これまでも役員退職金をめぐる税務署との対立は絶えず、裁判にまで発展しているケースも数多くあります。というのも計算式にある「功績倍率」が会社によって違うからです。

功績倍率とは退職する役員が会社にもたらした「貢献度合い」を示したもので、これもまた一般的ではありませんが、**社長3.0倍、専務2.5倍、常務2.2倍、平取締役2.0倍、監査役1.5倍**といった割合です。

税務署は支給された役員退職金が妥当であるかを類似業種で同規模の法人と比較します。こちらでは他社の役員退職金を知るすべがありませんが、3.0倍を超えないのが望ましいといえます。長年にわたり会社に貢献してきた役員への退職金ですから、争いとならないためにも役員退職慰労金規程を定め、しっかりと退職金の原資を準備しなければなりません。いくら規程を定めてもない袖は振れません。